協働・共感で響きあう
まちづくりをLEADする
京丹後市商工会

京丹後市 Kyotango City Society of Commerce & Industry

商工会だより

3月号 2023 vol.184

京丹後市商工会 〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1
●TEL.0772-62-0342 ●FAX.0772-62-3553 ●URL：https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp
●網野支所/TEL.72-1863 ●大宮支所/TEL.68-0038 ●丹後支所/TEL.75-2222 ●久美浜支所/TEL.82-0155 ●弥栄支所/TEL.65-3137（火・金のみ）

インボイスセミナーを開催しました！

令和５年10月からインボイス制度が導入されますが…。

「テレビCMでインボイス制度が始まるって言っているけど自分にも関係あるの？」「インボイスを交付するためには課税事業者になる必要があるって聞いたけど課税事業者になったらどうなるの？」「登録すべきかどうやって判断すればいいの？」「今、免税事業者だけど、登録手続きはどうすればいいの？」といった疑問や不安をお持ちの事業者の方が多いことと思います。

そこで、本会では、3月21日（祝日）午後２時からKISSUIEN Stay ＆ Food「鳳凰の間」にて、「どうする？どうなる？消費税インボイス　～免税事業者とはお取引できません！そう言われる前に～」と題し、京都府商工会連合会のエキスパートバンク事業登録専門家として、税務、創業支援、事業再生、事業承継、組織再編等、多方面にわたり幾多の企業コンサルタントに従事される等、豊富な指導実績を有する税理士の永田健先生を講師にお迎えし、インボイスセミナーを開催いたしました。

当日は、35名もの事業者の皆様にご参加いただき、質疑応答の時間では、活発に質問が出される等、インボイス制度導入への懸念や関心の高さ、今、決断しなくてはならないといった切迫感も感じられました。セミナーに参加した皆様には、登録すべきかどうか、わかりやすい解説で疑問や不安を解消していただけたものと思います。

（経営支援課）

意欲ある部会事業助成金 事業実施レポート!!

本年度、本会の意欲ある部会事業助成金を活用された「キコリ谷Creators Guild（クリエイターズギルド）」様についてご紹介いたします。

山を管理し育てる森林官や庭師、木工職人、デザイナーなど様々な専門知識をもった人や地元工務店及び解体業の方々で構成されているキコリ谷クリエイターズギルド。

弥栄町船木の小字キコリ谷と呼ばれていたエリアにある山や空き農地を区や地元地権者から借用し活動拠点としています。

これまで丹後の里山や森を管理しながら山の資源である樹木や植物などを庭木として販売、古民家の解体などから出た石材や木材などを再利用し、丹後ならではの庭、住居、店舗などの空間をメンバーそれぞれのスキルとアイデアを持ち寄りつくりあげていく活動などをされています。

今回、当助成金を使ってストックヤードの土壌整備や備品の購入及びリーフレットの作成などを実施。庭木として販売する仮植え場所や資材置き場なども造作中です。

また、キコリ谷テラスには船木の山から移植した樹木や植物で作った庭があり、店舗内には丹後の流木や廃校になった学校の備品をアップサイクルしたものなどで空間作りがされています。

今後もこのエリアで様々なモデルケースを見ていただけるように工夫し、新たにご協力いただける里山なども積極的に探し、丹後の自然の中にある資源や古き良きものに新しい価値を吹き込むことで魅力ある街づくりに貢献したいとさらなる意欲をみせておられましたので皆さんも機会があればぜひ訪れてみてはいかがですか。

キコリ谷クリエイターズギルド
京丹後市弥栄町船木407 キコリ谷テラス
☎0772-66-3210

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金（＝持続化補助金）は、小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。

本補助金は地域の商工会の助言等を得て取り組むもので、申請にあたり商工会が発行する事業支援計画書（様式４）が必要です。まずは商工会の経営支援員にご相談ください。令和５年度は、４回の公募が予定されています（第12回～第15回）。

第12回公募について　受付締切日：令和５年６月１日（木）
事業支援計画書（様式4）発行には、時間を要しますので、余裕をもってご相談ください。

補助率・補助上限額は？

類　型	通常枠	特別枠			
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2/3	2/3 ※	2/3		
補助上限	50万円	200万円			
インボイス特例	50万円（インボイス特例の条件を満たす場合は、上記補助上限に50万円を上乗せ）				
追加申請要件	—	詳細は公募要領でご確認ください。			

●販路開拓に必要な経費の一部を補助します。●通常枠、特別枠のいずれか1つの枠のみ申請可能です。

申請類型一覧

類　型	概　要
通常枠	小規模事業者自らが作成した経営計画に基づき、商工会・商工会議所の支援を受けながら行う販路開拓等の取組を支援。
賃金引上げ枠	販路開拓の取り組みに加え、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上である小規模事業者 ※赤字事業者は、補助率3/4に引上げ。
卒業枠	販路開拓の取り組みに加え、雇用を増やし小規模事業者の従業員数を超えて事業規模を拡大する小規模事業者
後継者支援枠	販路開拓の取り組みに加え、アトツギ甲子園においてファイナリスト及び準ファイナリストに選ばれた小規模事業者
創業枠	産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業の支援」を受け、販路開拓に取り組む創業した小規模事業者

補助金の対象者

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数　5人以下
宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数　20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数　20人以下

※特定非営利活動法人等の要件や対象外の業種は、公募要領をご確認ください。

補助対象となる経費

補助対象経費科目	活用事例
①機械装置等費	補助事業の遂行に必要な製造装置の購入等
②広報費	新サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等
③ウェブサイト関連費	ウェブサイトやECサイト等の構築、更新、改修、開発、運用に係る経費
④展示会等出展費	展示会・商談会の出展料等
⑤旅　費	販路開拓（展示会等の会場との往復を含む）等を行うための旅費
⑥開発費	新商品の試作品開発等に伴う経費
⑦資料購入費	補助事業に関連する資料・図書等
⑧雑役務費	補助事業のために臨時的に雇用したアルバイト・派遣社員費用
⑨借　料	機器・設備のリース・レンタル料（所有権移転を伴わないもの）
⑩設備処分費	新サービスを行うためのスペース確保を目的とした設備処分等
⑪委託・外注費	店舗改装など自社では実施困難な業務を第三者に依頼（契約必須）

主な注意事項
- 汎用性が高く目的外使用になりえるもの（車・オートバイ・自転車・文房具等・パソコン等）は補助対象外となります。
- 経費の支払いは「銀行振込」となります。特に10万円を超える支払い（一括、分割問わず）については、現金支払いの場合、補助対象外となります。
- 相殺や小切手、商品券等による支払いは、補助対象外となります。
- クレジットカード払い等で、口座から引き落とされた日が、補助事業実施期限を過ぎている支払いについては、補助対象外となりますので、ご注意ください。
- 100万円（税込）を超える支払いは、2社以上の見積もりが必要です。中古品の購入（５０万円（税抜き）未満のものであること）については、金額に関わらず、すべて、2社以上からの見積が必須となります。
- オークションによる購入は補助対象外となります。

公募要領は、次より取得してください　＜京都府商工会連合会HP＞ https://www.kyoto-fsci.or.jp/?page_id=1045

お気軽にご相談ください　日本政策金融公庫 小規模事業者経営改善資金

［通称］マル経融資

資金のお使いみち	運転資金	設備資金
ご融資額	2,000万円以内	
ご返済期間（うち据置期間）	7年以内（1年以内）	10年以内（2年以内）
利　率	年1.30%（令和5年3月1日現在）	
その他	●保証人・担保は不要です。 ●ご利用にあたっては商工会会長の推薦が必要です。	

［通称］コロナマル経融資

資金のお使いみち	運転資金	設備資金
ご融資額	1,000万円以内	
ご返済期間（うち据置期間）	20年以内（5年以内） 〈令和5年9月30日まで延長〉	
利　率	年1.30%（令和5年3月1日現在） 当初3年間：基準金利 −0.9% 3年経過後：基準金利	
その他	●保証人・担保は不要です。 ●ご利用にあたっては商工会会長の推薦が必要です。	

ご利用いただける方

- ●従業員数　常時使用する従業員が**20名以下**であること
  （商業・サービス業<宿泊業および娯楽業を除く>の場合５人以下）
- ●税金完納（所得税（法人税）、事業税、住民税）
- ●６ヶ月以上、商工会の経営指導をうけていること
- ●最近１年以上同一商工会の地区内で事業を営んでいること

【以上に加え、コロナマル経融資は…】
①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月間の売上高または過去６ヶ月（最近1カ月を含みます。）の平均売上高が、前５年のいずれかの年の同期と比較し５％以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方
②債務負担が重くなっている方

お申し込みに必要なもの

■個人営業の方
○前年・前々年の青（白）色決算書および確定申告書（控）
○所得税、事業税、住民税の領収書または納税証明書

■法人営業の方
○前期・前々期の決算書および確定申告書（控）
○決算６ヵ月以上経過の場合は最近の試算表
○所得税、事業税、法人住民税の領収書または納税証明書

※設備資金のお申込については見積書、カタログなどが必要となります。

ご利用の手続きは簡単です

①商工会へご相談、お申込ください。
②商工会から日本政策金融公庫へ推薦いたします。
③日本政策金融公庫からご融資いたします。

ご相談・お申込 ➡ 【推薦】商工会 ➡ 【ご融資】日本政策金融公庫

※審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。

●●●●● お申込み先●京丹後市商工会　貸出機関●日本政策金融公庫舞鶴支店 ●●●●●